

特定指導法人の見直しについて（専門部会中間報告）

資料 3 - 1

R4.8.4 行政改革推進委員会特定指導法人等専門部会

I.行政改革推進委員会特定指導法人等専門部会

県では、県出資法人等のうち、特に県政運営との関係の深い「特定指導法人」について、これまで行政改革推進委員会や議会検討会からの提言を踏まえた基本方針の下、見直しを進め、法人の統廃合など一定の成果を得た。

一方、現方針の策定から10年あまりの間、公益法人制度改革や県民ニーズの多様化、デジタル技術の急速な発展など、法人を取り巻く環境は大きく変化していることから、時代の変化に合わせた、県施策目標の実現・県民益の増大に資する法人への指導・関与のあり方について、**改めて検討を行う必要**が生じた。

特定指導法人等専門部会は、各法人が時代の変化に対応しながら、役割を最大限発揮し、効率的で質の良いサービスを提供していくことができるよう、専門的な視点から改めて**各法人の取り組むべき課題や県関与のあり方を検討**するため設置されたものである。設置期間：R3～R4、専門部会委員：7名（部会長：田部井委員）

	時 期	会 議 名	内 容
（実績） 令和3年度	8月5日	第1回行政改革推進委員会	部会の設置
	9月16日	第1回専門部会	特定指導法人の基本方針（改定）への対応状況、ヒアリング対象法人の選定について
	11月～	第2～5回専門部会	特定指導法人ヒアリング（全28法人中、17法人に対して実施） （第1回：11月5日、第2回：11月25日、第3回：12月23日、第4回：1月13日）
（実績・予定） 令和4年度	5月27日	第6回専門部会	課題整理（総論・個別法人の課題）
	7月14日	第7回専門部会	専門部会報告書（骨子案）について
	8月4日	第1回行政改革推進委員会	専門部会中間報告
	10月	第8回専門部会	専門部会報告書（案）について
	12月	第2回行政改革推進委員会	専門部会報告書の決定・県への提出

特定指導法人一覧・統廃合状況

特定指導法人名 (H22年度)	
栃木県土地開発公社	(財)大谷地域整備公社
栃木県道路公社	(社)栃木県観光物産協会
栃木県住宅供給公社	(財)栃木県農業振興公社
(財)栃木県育英会	(社)とちぎ農産物マーケティング協会
(財)栃木県消防協会	(社)栃木県畜産協会
(財)とちぎ生涯学習文化財団	(社)栃木県治山林道協会
(財)とちぎ男女共同参画財団	(社)栃木県緑化推進委員会
(財)とちぎ青少年こども財団	(財)栃木県森林整備公社
(財)栃木県国際交流協会	(株)日光自然博物館
(財)栃木県環境保全公社	(財)栃木県建設総合技術センター
(福)とちぎ健康福祉協会	(財)栃木県民公園福祉協会
(福)栃木県社会福祉協議会	(財)栃木県体育協会
(財)栃木県保健衛生事業団	(財)日光杉並木保護財団
(財)栃木県臓器移植推進協会	(財)栃木県暴力追放県民センター
(財)栃木県産業振興センター	(財)栃木県交通安全協会
(株)とちぎ産業交流センター	

31法人

特定指導法人名 (R4年度)	
栃木県土地開発公社	(株)とちぎ産業交流センター
栃木県道路公社	(公財)大谷地域整備公社
栃木県住宅供給公社	(公社)栃木県観光物産協会
(公財)栃木県育英会	(公財)栃木県農業振興公社
(公財)栃木県消防協会	(一社)とちぎ農産物マーケティング協会
(公財)とちぎ男女共同参画財団	(公社)栃木県畜産協会
(公財)とちぎ未来づくり財団	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構
(公財)栃木県国際交流協会	(株)日光自然博物館
(公財)栃木県環境保全公社	(公財)とちぎ建設技術センター
(福)とちぎ健康福祉協会	(公財)栃木県民公園福祉協会
(福)栃木県社会福祉協議会	(公財)栃木県スポーツ協会
(公財)栃木県保健衛生事業団	(公財)日光杉並木保護財団
(公財)栃木県臓器移植推進協会	(公財)栃木県暴力追放県民センター
(公財)栃木県産業振興センター	(一財)栃木県交通安全協会

28法人



Ⅲ.専門部会報告書骨子案について（要点抜粋）

(1) 見直しの考え方

①現行方針に掲げた見直し項目に対する取組の評価等を踏まえながら、②行革プラン2021に掲げる市町等多様な主体との連携・協働、デジタル化を進めつつ、③法人自らがガバナンスを強化し実効的な見直しに取り組んでいくことができるような内容とすることを基本的な考え方とする。

また、④設立目的の効果的推進のために組織体制の整備が必要な場合等は統廃合を含め組織のあり方について検討する。

(2) 見直し対象法人

現在の**特定指導法人(28法人)全てを対象**として、現行方針への取組の評価を行い、**今後取り組むべき課題を提示**した。(課題の例:技術者の少ない市町への支援・デジタル技術を活用した新たな事業展開・技術の継承) (別紙①)

全体の進捗としては、**見直し87項目のうち78項目は順調に推移**している一方、継続検討等の9項目について個別法人及び県所管部局にヒアリングを行った結果、**5項目について引き続き検討を要するものと判断**した。(別紙②)

なお、今後は既に自立的な運営を行っている法人(別紙③の4法人)を除く**24法人について、引き続き指導の対象とすることが適当**であると考えます。

(3) 法人・県（統括部門・所管部局）への改革・改善に向けた提言

特定指導法人における自立的で効率的な経営のための不断の改革・改善につなげるとともに、県民へより分かりやすい情報公開を行うための仕組みとして、**「運営評価制度（仮称）」を導入することを提言**する。

運営評価制度（仮称）	
運営評価 「運営評価シート」により法人・所管部局・統括部門が段階的な評価を実施、統括部門において運営評価（まとめ）を作成・公表	外部評価 行政改革推進委員会において運営評価（まとめ）の検証、法人及び所管課へのヒアリングを実施

①各法人に提示した今後取り組むべき課題について (例)

技術者の少ない市町への支援	<ul style="list-style-type: none">▶多発する自然災害やインフラの老朽化など、社会資本を取り巻く環境が変化中、特に技術者の少ない市町の支援を行うセンターの役割は大きいことから、計画的な職員の確保・育成に努めるとともに、効率的かつ効果的な市町支援のあり方について検討すること。【(公財)とちぎ建設技術センター】▶平成31年度より制度化された「新しい森林経営管理制度」の普及に努めるとともに、市町等からの支援ニーズに対応できるよう、機構の体制整備に努める必要がある。【(公社)とちぎ環境・みどり推進機構】
デジタル技術を活用した新たな事業展開	<ul style="list-style-type: none">▶デジタル技術を積極的に取り入れ、デジタルマーケティングやECサイトを活用した国内外での需要の掘り起こし・販路拡大に取り組んでいく必要がある。【(公財)栃木県観光物産協会・(一社)とちぎ農産物マーケティング協会】▶県内外からの就農者の増加を図るため、オンラインやwebによる就農相談や動画配信の充実を図るなど、デジタル技術を積極的に活用していく必要がある。【(公財)栃木県農業振興公社】▶事業内容がデジタル技術との親和性が高いと考えられることから、オンライン研修やドローン・AI診断等、デジタル技術を積極的に活用した新たな事業展開について検討する必要がある。【(公財)とちぎ建設技術センター】
技術の継承・人材育成	<ul style="list-style-type: none">▶埋蔵文化財センターについては、調査の受託状況や職員の高齢化等の課題があり、現在関係機関で検討を行っているあり方の検討結果を踏まえ、今後の組織体制について検討を行う必要がある。【(公財)とちぎ未来づくり財団】▶福祉施設職員の定着が全国的な課題であることから、令和3年度から新たに運用を開始した人事管理制度を有効に活用し、人材育成ややりがいのある職場づくりに取り組む必要がある。【(福)とちぎ健康福祉協会】

(別紙)

②継続して検討すべき項目について

NO	特定指導法人名	継続検討・判定保留項目	評価案	継続検討の必要性
1	公益財団法人栃木県環境保全公社	・馬頭処分場完成後の業務検証、組織のあり方の検討	「エコグリーンとちぎ」稼働後の運営状況を踏まえた検証を行い、公社の存廃も含めて組織のあり方を検討する必要がある。	○
2	公益財団法人栃木県保健衛生事業団	・臓器移植推進協会との統合等の検討	統合候補団体ではあるが、臓器移植推進協会側の課題と整理する。	
3	公益財団法人栃木県臓器移植推進協会	・保健衛生事業団への統合等の検討	協会の脆弱な組織体制を踏まえ、県と法人が協議しながら他団体との統合等による体制整備を早急に進める必要がある。	○
4	公益財団法人栃木県産業振興センター	・とちぎ産業交流センターとの統合	県と法人が協議しながら、スケジュールを明確に定めた検討を行う必要がある。	○
5	株式会社とちぎ産業交流センター	・栃木県産業振興センターとの統合		○
6	公益社団法人栃木県観光物産協会	・とちぎ農産物マーケティング協会との統合	設立目的の相違や販路開拓ルートの特異性等から、統合は困難であることから、見直し方針の変更はやむを得ない。(事業連携で対応)	
7	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	・栃木県観光物産協会との統合		
8	公益財団法人栃木県スポーツ協会	・今市青少年スポーツセンターのあり方検討	とちぎ国体後の利活用について、県と法人が協議しながらあり方に係る検討を行う必要がある。	○
9	一般財団法人栃木県交通安全協会	・自動車教習所業務の見直し(段階的廃止)	一般財団法人への移行等を踏まえ、見直し方針の変更はやむを得ない。	

③指導対象外とする法人について

(公財)栃木県育英会、(公財)栃木県保健衛生事業団、(福)とちぎ健康福祉協会、(公社)とちぎ環境・みどり推進機構